

TOPICS

トピックス

ジャパンゴルフツアーチャリティーオークション 復興支援・福祉車両 寄贈式



ジャパンゴルフツアーチャリティーオークション（石川遼会長）からの復興支援・福祉車両寄贈式が、6月15日、福祉関係者など80人が出席し、ふれあいランド岩手で行われました。

選手会では、2014年度から震災復興支援として選手たちが獲得した賞金の中から1%（およそ3,000万円）のチャリティ資金を原資にして車両を寄贈しており、今回で5回目となります。本県の他、宮城・福島の両県にも車両が寄贈されており、選手会からの車両寄贈累計台数は3県合わせて150台に達しています。

寄贈式では、石川遼会長から「選手会では、震災復興支援のため何が

できるのかを検討して車両寄贈を始めました。選手達の気持ちが車に込められています。支援が必要な方のお役にたてば選手達のモチベーションも上がります。ぜひ車を活用してください。車は人と人とつなぎます」と挨拶があり、県内10市町社会福祉協議会に寄贈車両の目録が贈られました。



岩手県社会福祉協議会の長山洋会長は「社会福祉協議会は日々被災された方々への支援を行っていますが、車両は支援の貴重な力になっています。選手会の皆様からあたたかい励ましをいただき、被災された方々はもちろん、社会福祉協議会職員にとても励みになります。今後も被災された方々への支援を継続していくます」と感謝の言葉を述べました。

寄贈された車両は、各社会福祉協議会で灾害公営住宅入居者をはじめ、高齢者の見守り活動などに役立つられます。

株式会社エフエム岩手 車両贈呈式

エフエム岩手 哉末チャリティーオークション

株式会社エフエム岩手（村田憲正代表取締役社長）からの社会福祉法人岩泉町社会福祉協議会（伊東勝幸会長）への福祉活動車両贈呈式が、5月8日、ふれあいランド岩手で行われました。

同社は昭和60年から、盛岡駅ビルフェザンを会場に歳末チャリティーオークションを実施しており、その収益金は、岩手県共同募金会を通じて市町村社会福祉協議会の車両購入に助成され、今年で33回目となりました。

村田代表取締役社長は「当社は岩

や町民の皆さんと共に台風10号災害からの復興支援に取り組んできました。車両が町民の皆さんへの福祉向上に役立てばこんなにうれしいことはありません」と挨拶がありました。

伊東会長から「岩泉町は広大な面積を有し隅々まで町民を支援するためには車両は不可欠でこの度の贈呈に大変感謝しています。東日本大震災及び台風10号災害で被災した世帯の訪問支援などに大切に使わせて頂きます」と感謝の言葉を述べた後、村田代表取締役社長に感謝状が贈られました。



貸付制度のご案内

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度の概要

この制度は、進学や就職により児童養護施設等を退所された方等のうち、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある方に対して家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行うとともに、児童養護施設等に入所中の方等に対し、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付を行うことで、安定して生活基盤を築き円滑な自立を支援することを目的としています。

	生活支援費	家賃支援費	資格取得支援費
貸付の対象者	児童養護施設等を退所された方又は里親等への委託を解除された方のうち、保護者等から経済的な支援が見込まれず、大学等に在学する方（「進学者」という）	進学者のほか、児童養護施設等を退所された方又は里親等への委託を解除された方のうち、保護者からの経済的な支援が見込まれず、就職している方（「就職者」という）	児童養護施設等に入所中の方又は里親等に委託されている方及び児童養護施設等を退所又は里親等への委託解除後4年以内で大学等に在学する方のうち、就職に必要となる資格の取得を希望する方
貸付期間及び貸付額	大学等に在学する期間で月額5万円以内	進学者は大学等の在学期間、就職者は退所又は委託解除後から2年間を限度に、1か月当たりの家賃相当額（管理費及び共益費を含む）※居住地域の生活保護制度上の住宅扶助基準額を限度とする	資格取得に要する費用の実費25万円以内（例：車の運転免許取得費用）
連帯保証人・利子	原則、連帯保証人1名 無利子		
返還の免除	大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき	就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき	①就職した日から2年間引き続き就業を継続したとき ②大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付を受けた場合は、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ2年間引き続き就業を継続したとき
募集受付	随時		

※介護福祉士修学資金、保育士修学資金など、他にも貸付制度があります。

○詳しくは岩手県社会福祉協議会福祉経営支援部までお問合せください。 ☎019(601)7022 Fax 019(637)4255

皆様のご支援 ありがとうございました

東日本大震災被災者支援及び地域福祉活動などのためご寄付いただき、感謝申し上げます。

[4月26日～6月29日]

株式会社ブリッジ	(2件)	50,000円
名郷根 法育	(2件)	2,000円
名郷根 博明	(2件)	2,000円
名郷根 和博	(2件)	2,000円
藤原 敬	(1件)	30,000円



新屋 浩二 専務理事
(岩手県社会福祉協議会事務局長)
桐田 隆博 理事
(市町村社会福祉協議会部会理事)
近藤 英一 理事

岩手県社会福祉協議会は、6月27日に評議会を開催し、欠員となっている理事3名を選任し、7月6日付で新屋浩二理事を専務理事に選定しました。

新役員就任のお知らせ

平成30年度

福祉施設の事故・紛争円満解決のために



社会福祉施設総合損害補償

 ホームページでも内容を紹介しています
http://www.fukushihoken.co.jp

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン 1 施設業務の補償

(賠償責任保険、動産総合保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	新設 徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

② 個人情報漏えい対応補償

③ 施設の什器・備品損害補償

保険期間 1年

▶年額保険料(掛金)

定 員	基本補償(A型)
基本補償(A型)	1~50名 35,000~61,460円
	51~100名 68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円
見舞費用付補償(B型)	【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円

- オプション1 ●訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ●医務室の医療事故補償
- オプション3 ●看護師の賠償責任補償
- オプション4 ●借用不動産賠償事故補償
- オプション4 ●クレーム対応サポート補償 新設

プラン 2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

① 入所型施設利用者の傷害事故補償

② 通所型施設利用者の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

▶保険金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	100万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	800円
手術保険金	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	500円

保険期間 1年、職種級別 A 級

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
①入所型施設利用者	1,310円
②通所型施設利用者	990円

③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン 2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

プラン 3 施設職員の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

② 施設職員の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

▶保険金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	140万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	1,500円
手術保険金	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	600円

保険期間 1年、職種級別 A 級

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
施設役員・職員 1名1口あたり	3円(1日あたり) 780円(年間: 週5日勤務の場合)

① 施設職員の労災上乗せ補償

●オプション: 使用者賠償責任補償 改定

③ 施設職員の感染症罹患事故補償

プラン 4 社会福祉法人役員等の補償

(賠償責任保険)

保険期間 1年

社会福祉法人役員等の賠償責任補償 改定

▶保険金額	A タイプ	B タイプ	C タイプ
1事故・期間中	5,000万円	1億円	3億円

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

<引受幹事> 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763広報誌「パートナー」は本会のホームページでもご覧になれます。
お問い合わせは岩手県社会福祉協議会総務部まで 019-637-4466② 岩手県社会福祉協議会ホームページアドレス
http://www.iwate-shakyo.or.jp/